

# 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金

## Q & A

R5.10.23 更新

(下線：更新箇所)

### 1 定義

Q1 デジタルマーケティングとは。

A1 Web サイト等を活用し、顧客、ユーザーが知りたい情報を効率的かつ効果的に届けるための仕組みや取組みのことをいいます。

### 2 応募要件について

Q2 対象事業者や募集期間は。

A2 宿泊施設営業事業者、観光施設営業事業者、土産物店営業事業者、体験事業者とします。要件を満たす施設・店舗・事業（以下「施設等」という。）を県内に1つでも有すれば対象とします。補助対象要件の詳細は、交付要綱「別表1」を参照してください。

募集期間は以下のとおりです。

- ・ 2次募集…令和5年10月23日（月）から11月17日（金）
- ・ 1次募集…令和5年5月22日（月）から9月29日（金）

ただし、予算が上限に達し次第終了します。

Q3 本社が岐阜県外だが、対象となるか。

A3 本社が岐阜県外であっても、対象となる施設等を県内に1つでも有している場合は補助金の対象となります。ただし、県内外に複数の施設等を有する場合は、岐阜県内の施設等のみが補助対象となりますので、ご注意ください。

Q4 飲食店、旅行会社、交通事業者は対象事業者となるか。

A4 対象外です。

本事業の対象事業者は、宿泊施設営業事業者、観光施設営業事業者、土産物店営業事業者、体験事業者とします。要件を満たす施設・店舗・事業（以下「施設等」という。）を県内に1つでも有すれば対象とします。補助対象要件の詳細は、交付要綱「別表1」を参照してください。

Q5 コンビニエンスストアやスーパー、薬局は対象事業者となるか。

A5 対象外です。地域住民の日常利用が大半を占めている店舗（例：ショッ

ピングセンター、スーパーマーケット、コンビニ、薬局など）は対象外です。詳細は、交付要綱「別表1」を参照してください。

Q6 1事業者につき何回でも申請してよいか。また、県内に複数の施設等を有する場合、施設等ごとに申請してよいか。

A6 施設等を複数有する場合においても、1事業者につき1申請限りです。ただし、補助限度額（3,000千円）の範囲内において、要綱第8条に定める変更承認申請を行うことが可能です。

Q7 補助対象事業の区分は5つだが、組み合わせて申請することは可能か。

A7 可能です。1事業者につき1申請、上限額3,000千円の範囲で申請してください。また、オンライン広告配信事業を実施する場合は、他の4事業のいずれかと組み合わせて実施する必要があります。

Q8 他の補助金等の交付対象となっている事業について、申請してよいか。

A8 本事業に申請する事業が、国、県、市町村及びこれらの外郭団体、第三セクター、指定管理者等の補助金又は委託金等の対象となっている場合、本補助金に申請することができません。

Q9 令和4年度に補助金の交付を受けたが、令和5年度も申請してよいか。

A9 申請は可能です。ただし、昨年度と同様の事業を実施する場合については、よりアップデートした内容で申請願います。

また、実績レポートには、昨年度実績を踏まえた内容（①昨年度実施事業の課題整理、②課題に基づく対策、③昨年度と今年度の比較分析等）を反映の上、ご提出ください。

### 3 補助対象事業、経費について

Q10 複数の施設等を保有、運営している場合、補助対象要件に合致しない施設（飲食店点等）にかかる経費も対象となるか。

A10 1事業者が複数の施設等を保有、運営する場合、補助対象となるのは補助対象要件を満たす施設に関する事業に限ります。  
(例：県内で宿泊施設営業事業（ホテル・旅館）を運営する事業者が、別に運営する飲食店のSNS運営にかかる経費は「対象外」となります。)

Q 11 県外に有する施設、県外で実施する体験事業に係る経費も対象となるか。

A 11 対象となる施設、店舗、事業は岐阜県内に有する施設、店舗、実施する事業に限ります。

Q 12 オンライン広告配信のために実施する、動画作成や写真撮影は対象経費となるか。

A 12 対象となります。

ただし、広告配信、配信結果の分析、レポートの作成を併せて実施する場合に限ります。

また、広告配信のために作成した、素材（動画等）を配信期間終了後に自社 Web サイトで使用することは問題ありません。

Q 13 インフルエンサー等に施設、事業の P R を動画、S N S 等で配信を依頼する広告は対象経費となるか。

A 13 対象外です。

自社以外のインフルエンサーや企業など、特定のアカウントを利用して行う広告事業（いわゆる、インフルエンサー広告）は対象となりません。また、特定のメディアに記事を掲載する広告（いわゆる、記事広告）についても対象外となります。

Q 14 バナー広告において、市役所や観光協会など、特定の Web サイトにバナーを掲載するための広告費用は対象経費となるか。

A 14 対象外です。

本補助金では Google や Yahoo! など幅広いサイトに掲載枠を持ち、年代や興味関心といったターゲット、キーワード等を設定して配信される広告を対象とし、特定の Web サイト、メディアの広告枠に掲載される広告は対象外となります。（例：市町村、観光協会等のサイト、各種旅行サイト、OTA サイトなど）

Q 15 Google、Yahoo!、Meta (Facebook、Instagram) 等、広告媒体と直接契約しオンライン広告を配信する場合も、委託費とみなされるか。

A 15 広告媒体と直接契約を行う場合は、委託費とはならないため補助対象となりません。本補助金におけるオンライン広告配信事業は、効果的な広告運用、客観的な分析を実施するため、専門知識、ノウハウを持つ事業者

への委託を想定しています。そのため、広告の配信、広告費用の支払、結果の分析、結果レポートの作成を含めた委託経費を対象とします。

Q 16 Web サイトの作成やリニューアルは補助対象となるのか。

A 16 対象外です。

本事業は、インバウンド促進のため、既存の Web サイト等の付加価値向上に資する取組みを支援するものです。単純な Web サイトの新規作成やリニューアルは対象外となります。

ただし、以下については、補助対象となる場合があります。

- ・オンライン広告配信時にランディングページの作成又は既存ページの改修を行う場合。(オンライン広告配信事業)
- ・SEO 対策として既存ページの改修を行う場合。(SEO 対策事業)

Q 17 SNS 事業において、投稿用の動画作成や写真撮影は対象経費となるか。

A 17 対象外です。

本事業については、SNS の継続的な自社運用を見据えた事業を対象としています。投稿用の写真撮影、動画制作等については、スタッフの SNS 運用スキル向上に直接的な効果があるものとは言えないため、対象外としています。

Q 18 補助対象の事業と対象外の事業を一括で発注した場合、どのように申請すればよいか。

A 18 事業の対象として明確に区分できる経費のみが対象となりますので、発注先から明細書など費用と内容の内訳がわかるものを徴取し、添付してください。明確に区分できない場合は、対象外となります。

Q 19 対象経費は委託費のみか。

A 19 そのとおりです。外部事業者を支払う委託費のみを対象とします。

補助金の交付決定日前に発注したものに係る経費、製品・サービスの開発・実証・導入（購入・リース等）に係る経費、備品購入に係る経費、公租公課、事務用品等に係る経費、飲食に係る経費等は、委託費に含まれる場合であっても対象外です。

対象経費の詳細は、募集要項 P5「補助対象事業の概要」を参照してください。

Q 20 補助対象経費は税込みか。

A 20 消費税及び地方消費税相当額は対象外です。

Q 21 委託事業者等への支払いはクレジットカードでもよいか。

A 21 原則として、現金払いや振込等による支払としてください。クレジットカード払いは申請する事業者の名義であり、補助事業期間内に支出が完了しているもの（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内（遅くとも令和6年1月19日（金）まで）に完了していることが必要）に限ります。

また、クレジットカードを利用する場合であっても明細や、請求書の写し等の根拠書類は必ず提出してください。

#### 4 補助対象期間について

Q 22 いつの時点で行った事業が対象となるか。

A 22 交付決定日以降に契約し、令和6年1月19日（金）までに事業及び支払いが完了した事業が対象となります。

#### 5 提出書類について

Q 23 許可書等を紛失した場合はどうすればよいか。

A 23 所管機関から、許可等を受けていることの証明を受け、提出してください。

Q 24 申請者と他の提出書類（許可書等）の名義が異なる場合はどうすればよいか。

A 24 提出書類はすべて申請者と同一名義のものである必要があります。万が一異なる場合は、許可書等の所管機関に相談し、許可書等の名義変更など必要な手続きを行ってください。

Q 25 新規開設や実績がない等の理由により確定申告をしていない場合は何を提出すればよいか。

A 25 法人設立届出書（法人の場合）、個人事業の開業届出書（個人の場合）、又は給与支払事務所等の開設届出書のいずれかの写し（税務署の受付印又は受付番号のあるもの）を提出してください。

Q 26 紛失等で領収書等が手元にない場合はどうすればよいか。

A 26 書類により支払の事実を確認できない場合は、補助金を交付することができません。

実績報告時には、支出明細、事業内容、事業開始日・完了日が確認できる書類の写し（領収書、契約書、仕様書など）の提出が必須です

Q 27 インターネット銀行を利用しているため通帳がない場合、代わりに何を提出したらよいか。

A 27 金融機関名、支店名（又は支店コード）、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載されているものを印刷し、提出してください。